

大垣市情報ボランティア登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マルチメディアに関心のある市民等が、行政との連携のもと大垣市が行う各種事業の運営に参加し、地域情報化の推進を図るための情報ボランティアに関する登録制度を設け、これについて必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 情報ボランティアの活動内容は、次の各号のいずれかに係る部門とする。

- (1) 企画・アドバイス部門
- (2) コンテンツ制作部門
- (3) インストラクター部門
- (4) その他地域情報化の推進につながる業務

(募集及び登録)

第3条 情報ボランティアに登録しようとする者は、大垣市情報ボランティア登録申請（第1号様式）により登録を申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大垣市情報ボランティア登録台帳（第2号様式）に登録するものとする。

(登録の証明)

第4条 市長は、登録した情報ボランティアに大垣市情報ボランティア登録証（第3号様式）を交付する。

- 2 情報ボランティアが活動を行うときは、前項に規定する登録証を着用しなければならない。

(登録の変更・抹消)

第5条 情報ボランティアが連絡先等を変更するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、次の事情が生じた場合には、登録台帳からその登録を抹消することができる。
 - (1) 情報ボランティアから登録抹消の届出があったとき。
 - (2) 情報ボランティアとして不適当と認められる事実があったとき。

(活動の報告)

第6条 情報ボランティア登録者は、情報ボランティア活動を行ったときは、市長に報告するものとする。

(謝礼)

第7条 市長は、予算の範囲内で、必要に応じて情報ボランティア活動に対して謝礼を支払うことができる。

(秘密厳守)

第8条 情報ボランティア登録者は、活動上知り得た秘密は、法令等に定めがある場

合又は市長が認める場合を除き他に漏らしてはならない。

(活動中の事故に対する市の補償等)

第9条 情報ボランティア登録者が、その活動中に事故等により損害を受けた場合、市は賠償の責を負わないものとする。

(研修及び情報の提供)

第10条 市長は、情報ボランティア登録者に対し、情報知識や情報技術の向上を図るため、情報関連の研修等を実施し、必要な情報を提供するように努めるものとする。

(事務局の設置)

第11条 この制度に関する事務を処理するため、大垣市情報企画課に大垣市情報ボランティア事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

2 事務局に事務局長を置き、情報企画課長をもってこれに充てる。

(その他)

第12条 その他この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にある従前の各種様式は、当分の間所要の調整をして使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。